

自治基本条例と総合計画  
自治体の将来構想をどう実現するか  
廣瀬克哉先生

2008年5月28日(水)

講演概要

自治基本条例とは何か

【自治基本条例とは、第一次分権改革が生んだ条例】

- ・ 自治基本条例とは「第一次分権改革が生んだ分権時代の条例」と言われ、この背景には、自治体の自己決定と結果に対する自己責任という分権時代の自治体が置かれた責任があることを前提にしたい。そして、住民自治のもとで意思決定し結果について住民に明確に説明できる自治のシステムをルールにする、そのための自治基本条例である。
- ・ 分権改革で一番重要なのは、機関委任事務が廃止されたことだ。「通達」は拘束力を失い「技術的なアドバイス」に過ぎない。それをそのまま採るか、地域の実情に合わせて独自に判断するのか、この判断の責任は当然地方自治体が取らなければならない。

【なぜ自治基本条例なのか】

- ・ 地域の独自性を持った自治体運営をしようとする、あらためて住民と自治体との関係を明確にする必要がある。特に主権者としての住民の権利を、地方政府としての自治体、とくに自治立法機関である議会、自治行政機関である長、それぞれの補佐機構の職員との関係を規定するのは、国で言えば憲法にあたる内容であり、自治体でそれを定めるのが自治基本条例である。
- ・ 「地方自治の本旨」は団体自治と住民自治として整理されるが、地方自治法は必ずしも住民自治の部分について手厚くはない。自治基本条例という我がまちの憲法の中で、自治体の意思決定にまつわる様々な仕組みを考えることが問われている。